

## 地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-1
処分の種類	診療施設の使用制限命令等			
根拠法令条例等・条項	獣医療法第6条(平成4年5月20日 法律第46号)			
処分の概要	診療施設の構造設備が基準に適合していない都認めるとき、または管理者が遵守すべき事項を遵守していないと認めるときに、期限を定めて使用の制限、禁止等を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】獣医療法第5条、獣医療法施行規則第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条及び第20条の規定による事項</p> <p>1 診療施設の構造基準 獣医療法第4条、獣医療法施行規則(平成4年8月25日 農林水産省令第44号)第2条及び第7条の規定による基準</p> <p>2 管理者が遵守すべき事項</p>			
基準の制定根拠	—			